

事業主(給与担当者)の皆様へ

個人市・県民税の特別徴収制度のご案内

地方税法第321条の4及び市税条例第44条の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業所(給与支払者)は、従業員の個人市・県民税を特別徴収(給与天引き)しなければならないこととされています。

事業主の皆様におかれましては、法令に基づく適正な特別徴収の実施について、ご理解とご協力をお願いいたします。

特別徴収制度とは？

従業員に給与を支払っている事業主が、個人市・県民税の納税義務者である給与所得者(従業員)に毎月支払う給与から個人市・県民税を徴収(天引き)し、給与所得者(従業員)に代わって6月から翌年5月までそれぞれの市町村に納入していただく制度です。

特別徴収の対象となる給与所得者(従業員)とは？

前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日の現況において給与の支払いを受けている方が対象となります。ただし、次の方は除かれます。

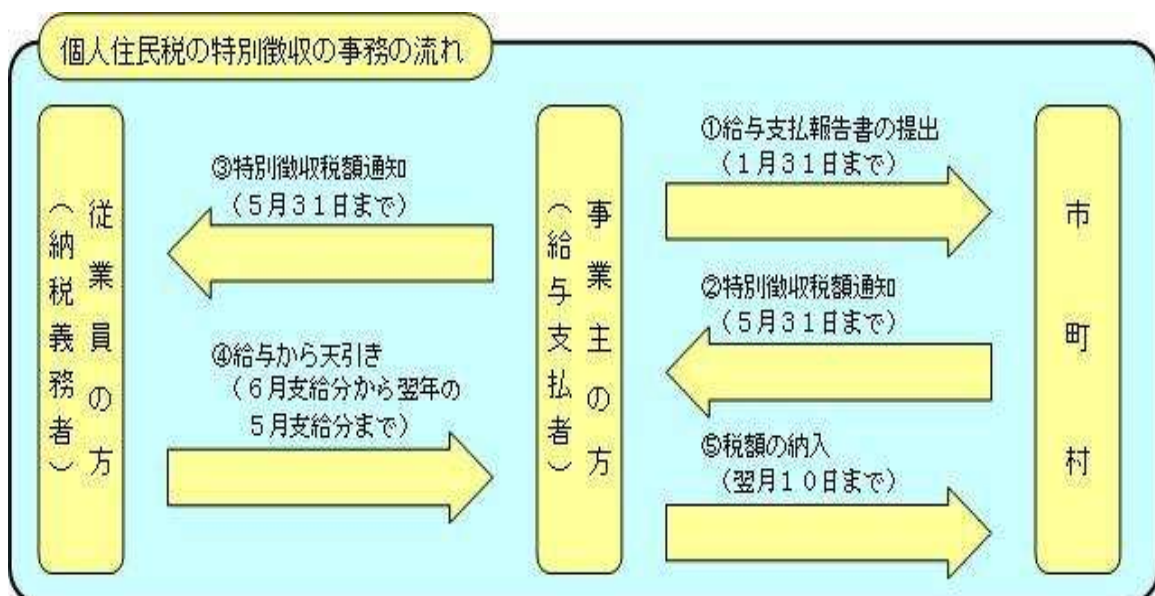
特別徴収の対象とならない給与所得者(従業員)

- ①給与所得者(従業員)のうち、支給期間が1ヶ月を超える期間によって定められている給与のみの支払いを受けている者。(給与の支給が毎月でない者。)
- ②外国航路を航行する船舶の乗組員で、1ヶ月を超える期間以上乗船することとなるため、慣行として不定期にその給与の支払いを受けている者。

特別徴収義務者とは？

地方税法及び市税条例の規定により、特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払者を言います。所得税の源泉徴収義務者は原則として特別徴収義務者となります。

特別徴収義務者は市から指定を受け、所得税の源泉徴収と同様に特別徴収税額の月割額を従業員の給与から差し引いて、翌月の10日までに市に納入していただくことになります。



特別徴収についてよくあるご質問 Q&A

Q 1 特別徴収をするには従業員数が少なく、経理担当者の負担も増えるのですが。

A 1 対象となる従業員数が少ないことや、経理担当者の業務繁忙等を理由として特別徴収を行わないことは認められていません。制度に対するご理解、ご協力をお願いいたします。なお、事業所では市が通知する税額を従業員から徴収することになりますので、所得税の場合のような税額計算や年末調整等の手間はかかりません。

Q 2 従業員数も少なく、毎月個人市・県民税を徴収して納めるのは手間がかかるのですが。

A 2 常時雇用している全従業員が 10 人未満の事業所は、申請により特別徴収の納期の特例を受けることができます。これにより納期限が年 12 回（6 月分から翌年 5 月分）から年 2 回（納期限は 11 月分と翌年 5 月分に準じます。）とすることができます。（繁忙期に臨時雇用した従業員数は、特例の算定基礎となる従業員数には含みません。）

Q 3 パートやアルバイトからも特別徴収をしなければなりませんか。

A 3 原則として、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次のような従業員からは特別徴収できませんので、普通徴収（個人納付）の方法で従業員が直接納付いただくことになります。

- ①退職などの理由で、給与からの特別徴収が不可能である。
- ②給与の支給額が減少し、特別徴収しきれない。
- ③給与が毎月支給されない。

Q 4 特別徴収制度のメリットは何ですか。

A 4 従業員のメリットとして次のようなものがあげられます。

- ・普通徴収の納期が原則として年 4 回であるのに対し、特別徴収は年 1 2 回なので、1 回当たりの納税額が少なくなります。
- ・従業員の方が納期毎に金融機関等へ出向いて納税する手間が省けます。
- ・事業所が一括して納入することで、従業員が納め忘れにより滞納となったり延滞金が発生する心配がなくなります。

Q 5 新たに特別徴収により納税するための手続を教えてください。

A 5 毎年 1 月 31 日までに市町村に提出することになっている給与支払報告書（総括表）に、朱書きで「特別徴収希望」と記載の上、市に提出してください。5 月中に市から特別徴収税額通知書が送付されます。また、年度の途中からでも、「特別徴収に係る給与所得者新規届出書」を提出していただければ、特別徴収を開始することができます。

●お問い合わせ先

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地

南相馬市役所 税務課市民税係 TEL0244-24-5226